県道十二所花輪大湯線改築工事（秋田県大館市十二所字水上地内から同県同市十二所字一ノ地地内まで）に関する事業認定理由

平成１４年６月１１日に秋田県から申請のあった県道十二所花輪大湯線改築工事（秋田県大館市十二所字水上地内から同県同市十二所字一ノ地地内まで）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(１) 土地収用法第２０条第１号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第３条第１号に掲げる「道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路」に該当するため、土地収用法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

(２) 土地収用法第２０条第２号の要件への適合性について

本件事業の起業者である秋田県は、道路法第１５条において「都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。」と規定されていることから、本件事業を施行する権能を有する主体であり、また、道路整備特別会計及び秋田県一般会計において既に予算措置を講じていることから、経済的な観点からも起業者としての能力を十分有するものと判断される。

以上により、秋田県は、土地収用法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

(３) 土地収用法第２０条第３号の要件への適合性について

本件事業は、秋田県大館市十二所字堂ケ沢地内を起点とし、同県同市十二所字三ツ谷向ヒ地内を終点とする１，７２０ｍの区間について、道路構造令（昭和４５年政令３２０号）第３種第３級の規格に基づき建設する２車線のバイパス道路事業である。

①本件事業の施行により得られる利益については、狭小な道路幅員の解消、道路線形の改良及び歩道の設置により円滑な交通と歩行者の安全な通行が確保されるものであり、補助幹線道路としての機能の向上について相当の寄与が見込まれる。

②一方、失われる利益については、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）等による環境影響評価の対象の事業規模となっていないことなどから、軽微なものであると考えられる。

③さらに、本件事業の事業計画においては、現道拡幅案、東側バイパス案及び西側バイパス案の３案について、用地面積、支障物件の多寡及び土地利用などの社会的項目、工事費及び用地補償費などの経済性並びに線形、勾配、構造物及び施工の難易度などの技術的項目から比較検討を行っており、概要は次のとおりである。

ｉ）現道拡幅案は、用地面積が３案中最も少ないという利点はあるが、支障となる物件が最も多く、地域住民に与える影響が大きい。また、補償に要する経費が多くなることか

ら事業に要する経費が３案中最も高く、施工においては片側交互通行等の煩雑な交通規制を伴うことや集落への出入りを確保する必要があることなどから、合理的な計画とは言えない。

ii）東側バイパス案は、用地面積が３案中最も多く、土地利用に与える影響が大きい。また、計画延長が３案中最も長く、施工においては、橋梁の施工箇所及び土工量が最も多いことなどから長期間を要するため、合理的な計画とは言えない。

iii）西側バイパス案は、用地面積は３案中中位であるが、支障となる物件が最も少なく、土地利用に与える影響は比較的少ない。また、事業に要する経費も３案中最も経済的であるうえ、バイパス案であるため現交通に支障なく施工できることや橋梁の箇所が少ないことなどから、施工は３案中最も容易である。

以上のことから、本件事業の事業計画は、西側バイパス案のルートに決定したものであるが、社会的項目、経済性及び技術的項目について、総合的に優れる案を採用している。

④また、本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づく必要最小限の範囲であると認められる。

⑤①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益を、③で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、④で述べたように、起業地の範囲も本体事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件も充足すると判断される。

(４) 土地収用法第２０条第４号の要件への適合性について

本件事業は、狭小な道路幅員の解消、道路線形の改良及び歩道を設置することにより、円滑な交通と歩行者の安全な通行を確保するものであることから、早急に施行されるべき事業と認められ、また、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

(５) 結論

(１) から(４) で述べたように、本件事業は土地収用法第２０条各号の要件を充足するものと判断される。したがって、本件事業は、土地収用法第２０条第３号「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」を始めとする同条に掲げる各要件並びに手続法審査基準の定める各要件を充足しているものと判断すべきである。

以上により、秋田県から申請のあった県道十二所花輪大湯線改築工事（秋田県大館市十二所字水上地内から同県同市十二所字一ノ地地内まで）について、土地収用法第２０条の規定に基づき、事業の認定をするものである。